

令和6年度第3回福岡県性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する 専門委員会 議事要旨

1 日時

令和7年3月24日(月) 10時00分～11時00分
(オンライン会議)

2 出席者

参考資料2「福岡県性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門
委員会委員名簿」のとおり

3 議事概要(●は委員の発言、⇒は事務局の発言)

(1) 議題1「令和6年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の状況について」

- 資料1「令和6年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の状況について」により事務局から説明を行った。

- 委員により、以下の議論が行われた。

- 別室登校など、当日出席できない児童・生徒への対応はどのように行っているのか。

⇒ 県で作成している啓発冊子等を活用し、学校において個別に対応できる旨を案内している。

(2) 議題2「令和7年度性暴力対策アドバイザー派遣事業実施方針について」

- 資料2「令和7年度性暴力対策アドバイザー派遣事業実施方針について」により事務局から説明を行った。

- 委員により、以下の議論が行われた。

- 特別支援学校は個別対応が原則。発達段階という視点だけではなく、何を伝えるかという視点を持ち、例えばテーマ別のテキストを作るなどの工夫も必要ではないか。

- 特別支援学校に対しては、外部講師が講義を行うという意味等の共通理解を形成していく必要があるのではないか。

- 講義実施に難色を示す学校の取扱いについては、打合せを学校とアドバイザーで行うことで解決する問題ではないか。

- 学校の不安を和らげる等の工夫を検討する必要があるのではないか。その上で、実施の最終判断は生活安全課が行う必要があるのではないか。

⇒ 講義実施に難色を示された場合、生活安全課やアドバイザーが学校と打合せを行うなど、事前の対応は既に行っている。それでも難色を示されることがあ

るため、その対応について検討したい。また、性暴力根絶条例の中で、講義の受講に努めるとされているのは「公立の学校の長」であることから、最終判断を行うのは学校の長。

- 受講する学校のスクールカウンセラーが、事業の趣旨を理解し、学校の合意形成に関わる形が取れるといいのではないかな。
- スクールカウンセラーは受講後の対応にも関わるため、事業におけるスクールカウンセラーの役割を学校の中で確立していくことができたらいいいのではないかな。
- 学校長が事業についてイメージを持つことが必要。小学校低・中学年から高等学校まで、段階的に講義を行っていることがわかるような形で説明できるといいのではないかな。
- 今年度の派遣はないのかという問い合わせがあり、本事業の需要が増えているように感じている。講義を通して自分の性被害に気付いたという例もあったと聞いている。当事者がいる中での実施は、学校長が正しい認識を持つ必要がある。
- 学校マニュアル等を活用し、教員や保護者等の大人に対しても啓発をしていくことが必要ではないかな。
- 受講する学校の教職員に対する研修の場があるといいのではないかな。教員に対する派遣は可能かな。
⇒ 可能。講義に不安を持つ学校から要請があり、派遣した実績もある。教員向けにも実施できる旨を周知していく。
- 学習の時期によっては、本事業が自身の経験の振り返りとなり、回復のプロセスとして、当事者にとっても有用な場合がある。